

墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱（別表）

別表1

区分		対象施設	整備基準
1	医療等施設	(1)病院又は診療所（患者の収容施設を有しないものであって、用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (2)助産所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (3)施術所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (4) 薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設）	東京都福祉のまちづくり条例施行規則 別表第5
2	興行施設	(1)劇場、観覧場、映画館又は演芸場（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設） (2)その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
3	集会施設（冠婚葬祭施設を含む）	(1)集会場（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設。ただし、全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る）	
4	展示施設等	(1)展示場（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設） (2)その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
5	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設）	
6	宿泊施設	(1)ホテル又は旅館（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設） (2) その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
7	事務所	事務所（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設） ※他の施設に付属するものを除く。	
8	運動施設又は遊技場等	(1)体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設） (2)その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
9	公衆浴場	公衆浴場（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
10	飲食店等	(1)飲食店（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (2)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設）	
11	サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (2)一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の施設） (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の施設）	
12	工業施設	(1)工場（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設） (2)その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設）	
13	自動車関連施設	(1)自動車の停留又は駐車のための施設（用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の施設） (2)自動車修理工場（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設） (3)自動車洗車場（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設） (4)給油取扱所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上2,000㎡未満の施設） (5) 自動車教習所（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設）	
14	複合施設	1の項から13の項まで及び別表3に掲げる施設の複合建築物（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設）	

別表2

区分		対象施設	整備基準
1	共同住宅等（共有部分に限る）	(1)共同住宅、寄宿舎又は下宿（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設） (2)その他これらに類する施設（用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の施設）	東京都福祉のまちづくり条例施行規則 別表第6

別表3

区分		対象施設	整備基準
1	医療等施設	(1)診療所（患者の収容施設を有しないものであって、用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設） (2)助産所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設） (3)施術所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設） (4) 薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設）	東京都福祉のまちづくり条例施行規則 別表5及び別表7
2	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設）	
3	飲食店	飲食店（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設）	
4	サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設） (2)一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設） (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設）	
5	自動車関連施設	(1)給油取扱所（用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設）	